

「経済構造統計」への統合・再編に向けた 考え方及び論点の提示について

平成30年4月3日
総務省政策統括官(統計基準担当)

【1】「工業統計」、「商業統計」及び「特定サービス産業実態統計」を、 「経済構造統計」に統合・再編する経緯及び効果等

1 これまでの3統計の位置付け

- 今回、統合・再編の対象となる「工業統計」、「商業統計」及び「特定サービス産業実態統計」（以下「3統計」という。）は、旧統計法下においては、「指定統計」として指定され、統計法改正後においても、行政機関が作成する特に重要な統計として、「基幹統計」として指定されてきたものです。
- 経済センサス-活動調査により5年に一度、全ての産業を対象として、詳細な構造が「経済構造統計」として作成されることとなった後は、その中間年において、主要産業の実態を産業別に明らかにする統計としての位置づけを有してきたところです。

2 統計改革における検討

- 一方、統計改革の推進を検討する過程において、
 - ① 国民経済計算における中間年推計の一層の精度向上
 - ② 「経済構造統計」を中心とした経済統計の体系的整備の推進といった必要性から、経済センサス-活動調査の中間年における産業横断的な統計の整備に関するニーズが顕在化してきました。
- そのため、これまでのように産業別の統計を作成するだけでは、ニーズへの的確な対応には限界があると考えられるようになりました。
- このような状況を踏まえた検討の結果、統計委員会の答申（諮問第102号の答申（平成29年12月19日付け統計委第14号））において、中間年における経済構造統計の再編・整備が求められたところです。

2

3 「公的統計の整備に関する基本的な計画」における明記

- 中間年における産業横断的な統計の整備については、この統計委員会答申を尊重して策定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定。以下「第Ⅲ期基本計画」という。）においても、政府の取組として明記されました。
- 今般の諮問は、第Ⅲ期基本計画の着実な推進を通じて、統計改革の実現を図るために行おうとするものと考えられるところであり、今後継続的に検討・実施が想定されている経済統計の体系的整備に係る様々な取組の、いわば出発点として位置付けられるのではないかと。

3

《参考》「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日・閣議決定）（抄）

第2 公的統計の整備に関する事項

1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進

(2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等

ア 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備

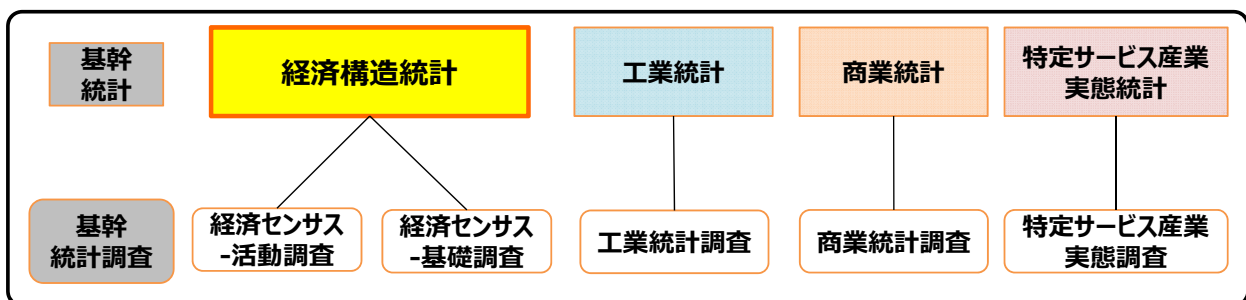
- (イ) 経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計（以下「中間年経済構造統計」という。）について、関係府省は、関連する基幹統計調査を再編した上で、経済構造統計における母集団情報の整備・提供という従来の目的・役割に加え、新たに基準年からの構造の変化を含めた中間年の実態を把握・提供する。（後略）

別表 今後5年間に講ずる具体的施策

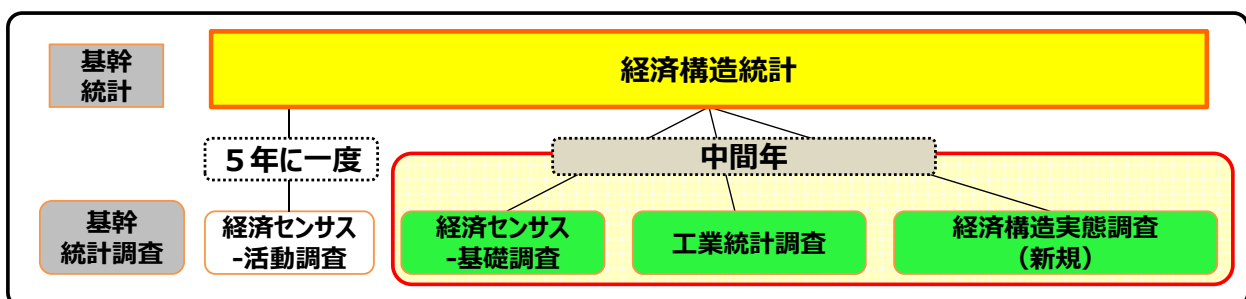
項目	具体的な措置・方策等	担当府省	実施時期
(2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等	◎ <u>経済構造実態調査を中心に工業統計調査、見直し後の経済センサス-基礎調査等の結果から、中間年経済構造統計の作成・提供を開始する。</u>	総務省、 経済産業省	平成32年度 (2020年度) から実施する。

4 今回の再編内容（4月諮問予定の基幹統計調査に係る内容を含みます。）

現行



統合・再編後



5 再編により想定される効果

- 作成される統計の詳細については、今後、調査計画の集計事項として明らかにされ、審議いただくこととなりますが、3 統計の経済構造統計への統合・再編により、中間年における経済構造統計について、以下のような改善が想定されるのではないかと。
 - ① サービス分野のカバレッジ拡大を含め、**ほぼ全産業に対象範囲を拡大**
 - ② 作成する**統計の年次化**
 - ③ 従前作成されていた統計に加え、**産業横断的な統計（例：付加価値構造）を提供**
- また、このような改善が図られることにより、
 - ① これまで経済センサス-活動調査によって5年に一度作成されてきた**経済構造統計を毎年作成・提供することにより、経済構造統計全体が充実**するとともに、
 - ② 国民経済計算の精度向上に資することを含め、**利活用の一層の向上**が図られることが期待されるのではないかと。
- 更には、現在は、基幹統計が複数に分かれていることに連動して、統計の作成手段である統計調査についても、区々に分かれています。今回の**基幹統計の統合・再編を契機に、統計を作成する手段である統計調査の相互の役割分担の明確化や再編を促すことになり**、報告者の負担軽減、調査事項の整理についての一体的な検討の進展にも繋がるのではないかと。

6

6 経済構造統計（基幹統計）の指定内容

〔現在の指定内容〕

名称	作成目的	作成者	作成方法
経済構造統計	すべての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする。	総務大臣、 経済産業大臣	専ら統計調査の方法により作成する。

- 今回の基幹統計の統合・再編に伴い、手続上は、3 統計の指定が解除されます。これは、3 統計を「経済構造統計」に吸収することで、個別の指定を継続する必要性がなくなるためであり、作成される基幹統計が縮小されることは、基本的に想定されないと考えています。
- また、「経済構造統計」は、経済センサスによって統計を作成することが前提とされていたことから、以前から、作成目的が広く、3 統計の吸収後であっても、目的の変更は要しないのではないかと。
- 一方、作成される統計表の詳細は、基幹統計調査の調査計画の中で具体化されますので、諮問（その2）を受けて、第2回以降の部会で審議していただければと考えています。

	5年に一度	中間年
現在	➤ 経済センサス-活動調査	➤ 経済センサス-基礎調査
統合・再編後	〃	➤ 経済センサス-基礎調査 ➤ 工業統計調査 ➤ 経済構造実態調査（新規）

「経済構造統計」を作成するための調査

7

【2-1】再編後の経済構造統計（中間年）と他の統計との関係

- 1 多角化する企業経営を的確にとらえ、経済の実態についてより正確な統計を作成する必要性から、再編後の経済構造統計（中間年）については、企業の活動を中心とした統計作成が想定されるのではないか。
- 2 第Ⅲ期基本計画においても、統計の作成手段である統計調査の視点から企業を対象とした既存統計との関係整理について、次のような課題が盛り込まれていますが、今後、この検討を進めるに当たり、どのような点に留意すべきか。

項目	具体的な措置・方策等	担当府省	実施時期
(2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等	○ 経済構造実態調査と、経済産業省企業活動基本調査、法人企業統計調査、建設工事施工統計調査、情報通信業基本調査、中小企業実態基本調査等との役割分担、重複是正等を検討する。	総務省、関係府省	平成34年度(2022年度)までに一定の結論を得る。

8

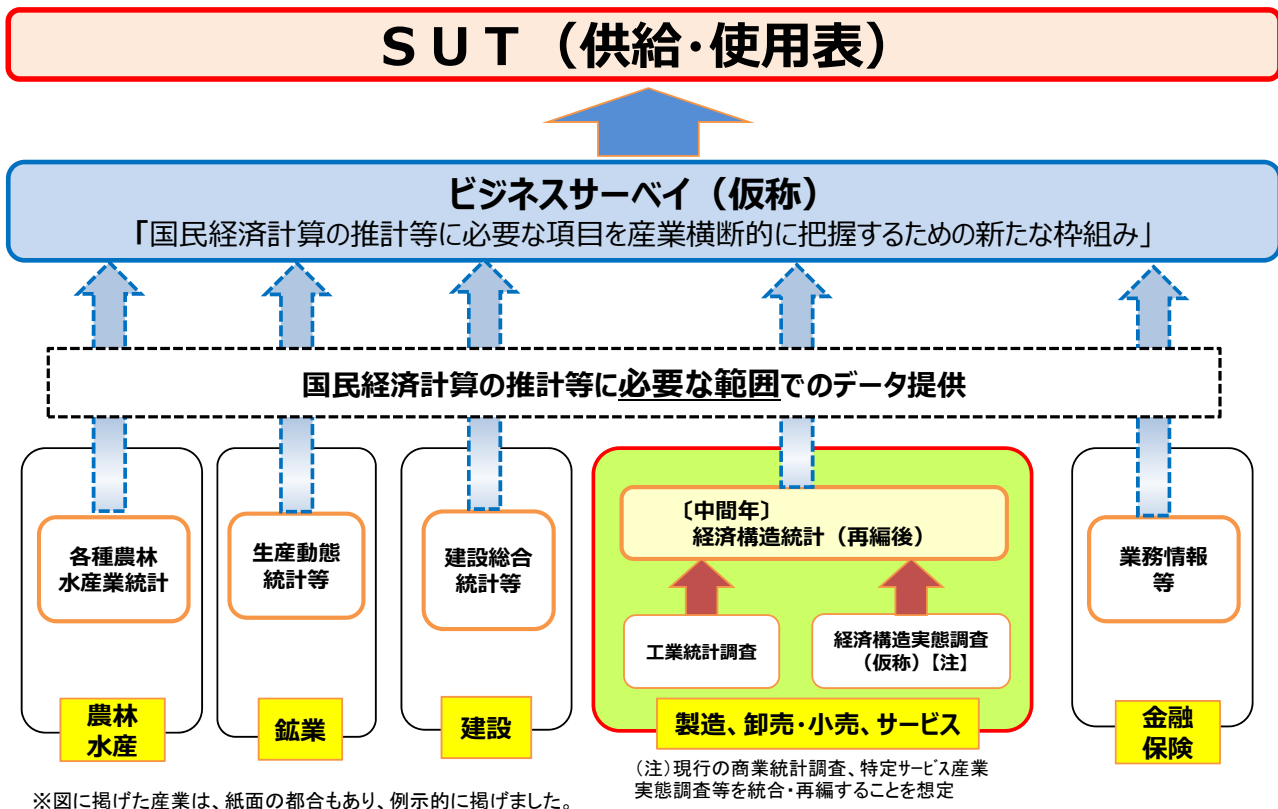
【2-2】再編後の経済構造統計（中間年）とビジネスサーベイとの関係

- 1 第Ⅲ期基本計画では、ビジネスサーベイについて、次のとおり定義されています。

統合・拡充したサービス産業関連統計調査、年次化した商業統計調査、工業統計調査等により構成される、国民経済計算の推計等に必要な項目を産業横断的に把握するための新たな枠組み。

- 2 両者の関係のイメージ例としては、別図のような形が考えられるところですが、
 - ① ビジネスサーベイは、それぞれの分野について、利用可能な統計から、国民経済計算の推計に活用されるデータを集めた集合体
 - ② 経済構造統計（中間年）は、ビジネスサーベイにデータを提供する統計の1つと整理できるのではないか。

9



3 また、経済構造統計（中間年）として作成・提供される統計の全てが、国民経済計算の推計に活用されるものではないと認識しています。

➤ ですので、経済構造統計（中間年）とビジネスサーベイは、内容的に重なる部分はあるものの、単純な包含関係にはないと考えられるのではないかと。

【3】実際に作成される統計について、今後審議するに当たっての論点

- 1 「経済構造統計」として、実際に作成される統計についての詳細な議論は、基幹統計調査の計画の申請を受けて、諮問「その2」において行っていただくことを想定しています。
その際の論点としては、次のような事項が挙げられますが、今後の審議に当たり、このほかに留意すべき論点はあるか。
 - ① 集計事項が**利活用二一ス**を踏まえたものとなっているか。
 - ② 統合・再編前後における**統計の接続**について留意すべき事項は何か。
 - ③ **地域別等の統計を提供**するに当たっての課題は何か。

12

- 2 なお、上記②及び③については、以下のような点も留意すべきではないか。

《再編前後における統計の接続について》

- 今回の再編に伴い、統計を作成する手段である統計調査において、報告者の範囲や数等について変更が生じると想定されることです。



- 現在作成・提供されている統計表と同一の表が、引き続き作成・提供される場合には、変更前後における統計調査の方法や、統計の作成方法について
- 現在作成・提供されている統計表が、変更される場合（統計表の作成を一部中止する場合を含む。）には、変更後における類似の統計表の利用案内や、利用上の留意点について
十分な情報提供がなされる必要があるのではないか。

- 特に、国民経済計算に直接影響を与えるデータに関しては、統計作成者と内閣府との連携・調整が重要になるのではないか。

13

《地域別等の統計を提供について》

- 「経済構造統計」に吸収される3統計は、国における利活用のみならず、都道府県民経済計算をはじめとして、地方公共団体においても活用されている重要な統計です。
- 地域別統計の提供に当たっては、次の2パターンが考えられるところです。
 - ① 実測値のみで集計
 - ② 実測値も活用しつつ、一定の前提の下で推計
- 今後の提供方法の検討に当たっては、統計作成過程における
 - ・ 報告者負担増加の抑制
 - ・ 調査の効率的な実施

という観点との兼ね合いにも留意する必要があると考えられますが、どのような形で提供するにしても、統計作成上の制約条件や利用上の留意点について、地方公共団体への十分な情報提供が必要になるのではないか。